引き取り義務外家電 4品目の処分について

環境清掃課 (57-4100

テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯 機などのリサイクルが義務付けられ ている家電製品は、買い替えの場合 は購入する小売業者に引き取り義務 があります。それ以外は、次の方法 で処分してください。

- ・市で許可を受けた一般廃棄物収集 運搬業者に依頼する
- ・郵便局でリサイクル料金を支払い、 家電リサイクル券を入手し、指定 取引場所へ持ち込む
- ※詳しくはごみ出し便利帳または市 ホームページをご覧ください。

公共施設についての オープンハウス開催

公共施設マネジメント課 () 66-1214

塩津・西浦の両地区で整備を予定 している学校・公民館・保育園など の機能が集まる施設の配置案・検討 状況について、パネルや模型の展示 でお知らせし、意見を伺います。

と き・ところ

塩津地区

10月16日函 午後3時~8時 塩津公民館

西浦地区

10月18日盈 午後3時~8時 西浦公民館

野焼きは原則禁止です

環境清掃課 (57-4100

ごみの屋外焼却(野焼き)の煙に よって「窓が開けられない」「洗濯物 に臭いがつく」「のど・目が痛くなっ た」「気分が悪くなった」など、苦情 が多く寄せられています。周辺へ迷 惑をかけたり生活環境へ悪影響を与 える焼却は認められていません。

●ごみ処理は適切に

- ・少量のごみ…燃やすごみ収集日 に出しましょう。
- ・多量の草木…一色不燃物最終処 分場に持ち込みましょう。
- ※運搬用軽トラックの無料貸し出し (要事前予約)を環境清掃課で行っ ています。

●野焼きは5年以下の懲役、 1,000 万円以下の罰金

野焼きの原則禁止は「廃棄物の処 理及び清掃に関する法律」にうたわ れています。悪質な野焼きは警察に 通報してください。

問合先 蒲郡警察署生活安全課 🔇 68-0110

●野焼きから火災に

火災と間違いやすい煙・火炎を発 する行為はあらかじめ届け出が必要 ですが、野焼きを許可するものでは ありません。野焼きはちょっとした 油断や不注意で火災となり、負傷・ 死亡に至る危険があります。

問合先 消防本部予防課 468-0937



スマホ専用画面で確定申告!!

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、ス マホでも所得税の確定申告書が作成できます。

スマホを利用した電子申告(e-Tax)を行うためには、税務署で の事前手続が必要です。本人確認を行った上でID・パスワードの 交付を受けてください。

来年からスマホ専用画面を利用できる申告(令和元年分)

給与所得、公的年金等、その他雑所得、一時所得

全ての所得控除 所得控除

税額控除 政党等寄付金等特別控除、災害減免額

その他 予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額

税務課 🐧 66-1116

生活排水対策に 取り組みましょう

環境清掃課 (57-4100

10月は「クリーン排水推進月間」・ 「浄化槽強調月間」。生活排水は川や 海の汚れの大きな原因です。できる ことから始めてみませんか。

●身近な生活排水対策

- ・食べ残し・飲み残しを減らす
- ・排水口の三角コーナーや水きり ネットで汚れを取り除く
- ・使用済み油は廃油回収を利用する
- ・食器や鍋の油汚れはまず新聞紙 などで拭き取る
- ・洗剤は適量を測って使う

●浄化槽の適正な管理

浄化槽を管理する方は、法律に より保守点検・清掃を実施し、法 定検査(中部微生物研究所 ● 76-2228) を受けなければなりません。 浄化槽を適切に長く使用するため、 適正に管理しましょう。

スタインウェイを弾こう!

市民会館 生涯学習課

() 67-5151

と き 10月12日田 午前9時~午後5時

ところ 市民会館大ホール

対 象 市内在住・在学の小学生以 上の方

参加費 500円 (1区分1時間) 申し込み 10月2日丞~電話で市 民会館へ。

※楽器の持ち込みはご遠慮ください。

道路上に伸びた樹木の 剪定のお願い

土木港湾課 () 66-1135

私有地から歩道や車道に伸びた樹 木の枝は、通行の妨げとなるだけで なく、交通標識やカーブミラー、信 号機などを覆い、交通事故の原因に もなりかねません。誰もが安全に道 路を通行できるように、樹木の所有 者の方は枝の剪定を行うなどの適切 な管理をお願いします。

最低賃金が改定されます

観光商工課 🕔 66-1119



10月1日~時間額926円(現 行898円) に改定されます。

県内の事業所で働くすべての労働 者(常用・臨時・派遣・パートアル バイトなど) に適用されます。

問合先 豊橋労働基準監督署(🔇 0532-54-1192)